

横浜市V2H充放電設備設置費補助金交付要綱

制 定 令和3年6月28日
環創エネ 第259号 局長決裁
最近改正 令和5年6月20日
環創エネ 第165号 局長決裁

(総則)

第1条 横浜市V2H充放電設備設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、「横浜市補助金等の交付に関する規則」（平成17年11月市規則第139号、以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、V2H充放電設備設置事業（市から別に補助を受けている事業を除く。以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、電気自動車等の普及促進と温室効果ガスの削減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「電気自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法第60条第1項による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条2項に規定する自動車をいう。）をいう。
- (2) 「プラグインハイブリッド自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (3) 「電気自動車等」とは、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。
- (4) 「V2H充放電設備」とは、電気自動車等から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V2H DC版」に基づく検定（CHAdeMO V2H protocol 認証）に合格しているものをいう。
- (5) 「国の補助金」とは、補助金申請年度に募集している一般社団法人次世代自動車振興センター及び一般社団法人環境共創イニシアチブが行うV2H充放電設備を対象とした補助金をいう。
- (6) 「神奈川県補助金」とは、補助金申請年度に募集している神奈川県が行うV2H充給電設備導入費補助金をいう。
- (7) 「集合住宅」とは、一棟の建物が、共有部分を除き、構造上、数個の部分に区画され、各区画がそれぞれ独立して住居に供される住宅をいう。
- (8) 「戸建住宅」とは、一つの建物が1住宅で、かつ、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条に定める区分所有権を有さない住宅をいう。
- (9) 「事業所」とは、経済活動の場所であって、原則として次の要件を備えているものをいう。
 - ア. 経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。
 - イ. 物の生産や販売、サービスの提供が、従業員と設備を有して、継続的に行われていること。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

(補助対象事業等)

第4条 市長は、第2項で定める者（以下「補助対象者」という。）が行うV2H充放電設備の購入に必要な経費のうち、補助金交付対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」と

いう。)について、予算の範囲内において補助対象者に対し補助金を交付する。

- 2 補助対象者は、次に掲げる要件を満たす者、もしくはこれらに準ずるものとして、市長が認定した者とする。
 - (1) 横浜市内に使用の本拠を置き、V2H充放電設備を購入する法人(国、独立行政法人、地方自治体及び地方独立行政法人は除く。)、個人事業主、個人、集合住宅の管理組合、集合住宅を所有する者又は使用する権限を有する者であり、かつ当該設備及び設置する土地の使用権を有する者又はその者から許諾を受け、補助対象設備を設置し、所有するリース会社等
 - (2) 市税の滞納がないこと。
- 3 補助対象経費は、国の補助金の補助対象経費(V2H充放電設備等設置工事費を除く)と同一とする。
- 4 補助対象となる設備は、以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 集合住宅、戸建住宅(所有・賃貸)及び事業所に設置する設備であること。
 - (2) 未使用の設備であること。
 - (3) 第3条第1項第5号に定める国の補助金の対象設備または一般社団法人CHAdemo協議会の認証を受けているV2H充放電設備であること。
 - (4) 申請年度内に事業着手した設備であること。事業の着手日は、設備の搬入日とする。
- 5 補助対象となるV2H充放電設備の補助額等は、別表1に掲げるとおりとする。
- 6 補助対象となるV2H充放電設備から放電される電力は、V2H充放電設備を設置している同一住居内、住戸内もしくは事業所内で使用しなければならない。

(交付申請及び実績報告)

- 第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、別表2に定めるところにより、別表3に掲げる事項及び資料について、横浜市電子申請・届出システム(以下「電子申請システム」という。)による事前申込を行わなければならない。補助対象事業が完了した後、横浜市V2H充放電設備設置費補助金交付申請兼実績報告書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)を、別表4に掲げる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、提出日は別表2に定める期日を超えてはならない。
- 2 補助対象者は、前項に基づき交付申請書を提出するにあたり、電子申請システムによる事前申込の後に発行される事前申込番号を、交付申請書に記載しなければならない。
 - 3 会計年度内において、電子申請システムによる事前申込を基に算出した補助申請額の累計が予算の範囲を超えると見込まれるときは、市長は申請の受付を中止することができる。
 - 4 予算の範囲を超えた日の事前申込は、予算の範囲内で抽選を行い、当選した補助対象者のみ交付申請書を提出できるものとする。なお、募集開始の日から15日の間(募集開始の日を含む)にあった事前申込については、同日にあったものとみなす。
 - 5 前項による抽選の結果、抽選にもれた補助対象者のうち希望する者及び予算の範囲を超えた日以降に事前申込をした補助対象者には、補欠番号を付与し、その後、交付の取下げ又は交付決定の取消し等により予算の範囲に満たなくなったときに、予算の範囲に達するまで、補欠番号の小さい者から順に申請を受け付けるものとする。
 - 6 電子申請システムによる事前申込の当選者が交付申請を辞退する場合は、横浜市V2H充放電設備設置費補助金交付申請に係る電子申請システム事前申込の当選辞退届出書(第2号様式。以下「辞退届出書」という。)を、速やかに提出しなければならない。
 - 7 補助対象者は、第1項の補助金の交付を申請するにあたって、他の横浜市の補助金と重複して申請してはならない。
 - 8 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が交付申請書への記載又は添付を省略させることができる書類は、同条第2項第2号から第4号に規定するものとする。また、補助金規則第14条第4項の規定により、市長が実績報告書への記載又は添付を省略させることができる書類は、補助金規則第14条第1項第2号及び第3号に掲げるものとする。
 - 9 補助対象者は、第1項の申請において、補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの

調達分がある場合は、別表5に定める方法により利益等を排除して交付申請をしなければならない。なお、提出書類は、利益排除済のものとする。

10 第1項に規定する補助対象事業の完了日は、次に掲げる日のうちのいずれか遅い日とする。

(1) 補助対象のV2H充放電設備の設置が完了した日

(2) 補助対象経費の支払が完了した日

(交付の決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに所要の審査を行い、その内容を適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、横浜市V2H充放電設備設置費補助金の交付決定兼額確定通知書(第3号様式。以下「交付決定通知書」という。)により、補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第7条 補助対象者は、補助金の交付決定の内容又はその条件に不服があること等により、当該補助金の交付申請を取り下げようとするときは、横浜市V2H充放電設備設置費補助金交付申請取下届出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(再申請の禁止)

第8条 第7条の交付申請の取下げを届け出た者は、同一年度内に同一設備について、第5条第1項に基づく補助金の交付申請を行うことはできない。

(契約等)

第9条 補助対象者は、補助対象事業に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行う場合においては、補助金規則第24条に規定する入札又は見積書の徴収に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、困難又は不相当である場合は、同条但書きを適用できる。

(実施状況報告)

第10条 電子申請システムによる事前申込を行った補助対象者は、市長が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況について、指示する期日までに横浜市V2H充放電設備設置費補助金実施状況等報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付等)

第11条 第6条第2項の規定により通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに、横浜市V2H充放電設備設置費補助金交付請求書(第6号様式。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。なお、提出日は別表2に定める期日を超えてはならない。

2 市長は、請求書の提出をもって、横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月市規則第57号)に定めるところにより、補助金を支払うものとする。

(手続の委任)

第12条 補助対象者は、委任状(第8号様式)を市長に提出することにより、電子申請システムによる事前申込、交付申請兼実績報告(第5条)、交付申請の取下げ(第7条)及び請求(第11条)について、第三者(以下「受任者」という。)に対してこれらの手続の権限を委任することができる。

2 受任者は、委任された手続を、誠意をもって実施することとし、手続を通じ補助金の申請を

行う者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとする。

- 3 市長は、受任者が第 1 項に規定する手続を、偽りその他不正な手段により行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは当該受任者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の受任を認めないことができるものとする。

（取得財産の管理・運用・処分・調査）

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を補助対象事業完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的かつ安全な運用を図らなければならない。また、市は取得財産の運用によって、第三者に与えた損害について、一切の補償はしない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、充放電設備を取得した日から起算し、別表 6 に定める保有義務と取得財産等の処分を制限する期間内に、市長の承認を受けずに、取得財産を処分（補助金交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、又は担保に供することをいう。）してはならない。
- 3 補助金の交付を受けた者が、財産処分を予定し、市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ横浜市 V 2 H 充放電設備設置費補助金に係る財産処分承認申請書（第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請があったときは、速やかに横浜市 V 2 H 充放電設備設置費補助金に係る財産処分（承認・不承認）通知書（第 10 号様式）により、前項の申請をした者に通知するものとする。
- 5 第 3 項の申請を行った者は、財産処分が完了した場合、速やかに横浜市 V 2 H 充放電設備設置費補助金に係る財産処分完了報告書（第 11 号様式）を市長に提出しなければならない。
- 6 補助金の交付を受けた者が取得財産を処分した場合は、市長は、補助金の全部又は一部を市に返還させることとする。なお、返還割合は別表 7 に定める。ただし、情状によりその目的等に反しないと市長が認める場合はこの限りでない。
- 7 市長が必要と認めるときは、補助対象事業の実施状況に関して報告を求め、又は関係職員によって随時調査をすることができる。

（交付決定の取消し）

第 14 条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 第 7 条に定める申請の取下げがあった場合
- (4) 前条第 7 項に定める調査について、正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合

- 2 前項の規定は、補助金の交付後においても適用する。
- 3 市長は、第 1 項に基づく交付決定の取消しをしたときは、横浜市 V 2 H 充放電設備設置費補助金交付決定取消通知書（第 12 号様式）により、交付決定を受けた者に理由を付して通知するものとする。

（補助金の返還）

第 15 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- 2 補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 3 第2項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助対象者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 補助対象者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(届出事項)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助対象のV2H充放電設備を取得した日の翌月から起算し、別表6に定める保有義務と取得財産等の処分を制限する期間内において、補助対象者の名称、住所、役職・代表者氏名等の変更を行う場合、あらかじめ横浜市V2H充放電設備設置費補助金に係る補助対象事業内容変更届出書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

(帳簿等の保存義務)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に関する書類を別表6に定める期間、保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第18条 横浜市暴力団排除条例(平成23年横浜市条例第51号)第8条の規定に基づき、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう)
 - (2) 暴力団員(法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ)
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員に暴力団員に該当する者がいること。
 - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当すること。
- 2 市長は、必要に応じ補助金交付申請者又は補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(制定 令和3年6月28日 環創エネ第259号、局長決裁)

この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

附 則(改正 令和3年7月15日 環創エネ第332号、局長決裁)

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

附 則(改正 令和4年6月23日 環創エネ第231号、局長決裁)

この要綱は、令和4年6月23日から施行する。

附 則(改正 令和4年10月3日 環創エネ第490号、局長決裁)

この要綱は、令和4年10月3日から施行する。

附 則(改正 令和5年2月9日 環創エネ第1023号、局長決裁)

この要綱は、令和5年2月9日から施行する。

附 則(改正 令和5年6月20日 環創エネ第165号、局長決裁)

この要綱は、令和5年6月20日から施行する。

別表 1（第 4 条関係） 対象となる設備の補助額等

補助金の交付額は、補助金申請額、補助対象経費から国の補助金の設備費該当額及び神奈川県補助金の額を差し引いた額に補助率を乗じた額、並びに補助金上限額を比べて最も低い金額とする（千円未満切り捨て）

| 補助対象経費 (消費税を除く) | 対象設備の 設置上限数 | 補助率 | 1 基あたりの 上限額 |
|---|--------------------------------------|--------|----------------|
| V 2 H 充放電設備の本体購入費 ※ 第 3 条第 1 項第 5 号に定める国の補助金の対象設備または一般社団法人 CHAdeMO 協議会の認証を受けている設備であること | 駐車スペース 1 台 分につき V2H 充放 電設備 1 基 | 2 分の 1 | 150,000 円 |

別表 2（第 5 条、第 11 条関係） 申請等の期間及び条件等

申請等の期間及び条件等については、次のとおりとする。

| 様式番号等 | 提出期限、条件等 |
|-------------------------|---|
| 電子申請システムによる 事前申込 | 申請年度の 3 月第 2 金曜日締切 電子申請システムから別表 3 に掲げる事項を入力し、資料を添付して申し込むこと |
| 交付申請兼実績報告書 (第 1 号様式) | 申請年度の 3 月第 4 金曜日 ※別表 4 の必要書類をすべてそろえて、環境創造局環境エネルギー課に郵送すること（上記提出期限内必着） |
| 請求書(第 6 号様式) | 申請年度の翌年度の 4 月第 2 金曜日 (上記提出期限内必着) |

※提出期限が市の休日にあたる場合は、その休日の前日をもって期限とする。

別表3 (第5条関係) 電子申請システムによる事前申込に必要な事項及び資料

| 書類内容等 | |
|------------------------------------|---|
| 【必要事項】 | |
| 1 | 補助対象者名、住所、メールアドレス、電話番号 |
| 2 | 設備を設置する建物の所在地、建物の区分及び建物の所有者、並びにV2H充放電設備の本体購入費、国の補助金額、神奈川県補助金額、補助対象経費及び本市への補助金申請額 |
| 【国の補助金に関する資料】※電子データにより提出 | |
| 3 | <p>国の補助金の補助金交付申請時に提出した次の書類等一式（写し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定通知書（写し） ※国の補助金の交付決定前に申請する場合は交付申請書でも可 ・V2H充放電設備本体の購入にかかる見積書（内訳書含む）の写し ※リースの場合はリース見積書 ・要部写真 |
| 【国の補助金を申請しない場合】※電子データにより提出 | |
| ※国の補助金申請手続きの必要書類に準じること。 | |
| 4 | <p>契約に係る書類</p> <p>【V2H充放電設備を購入する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・V2H充放電設備本体の購入にかかる見積書（内訳書含む）または契約書（内訳書含む）のコピー <p>【V2H充放電設備をリースする場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース契約書または見積書のコピー（賃貸人、借借人、V2H充放電設備情報、設置場所住所、リース期間（5年以上であること）、総額リース料金の記載があること） |
| 5 | 要部写真（建屋の全景と駐車場スペースの位置がわかること、駐車スペースの全景、V2H充放電設備本体の設置予定場所が確認できること） |
| 【神奈川県補助金を申請する場合】※電子データにより提出 | |
| 6 | 神奈川県補助金の交付決定通知書 |
| 【その他該当する場合】※電子データにより提出 | |
| 7 | <p>同意書（第7号様式）</p> <p>※申請者が設置場所・給電対象施設の所有者でない（賃貸住宅等）場合</p> |
| 8 | <p>委任状（第8号様式）</p> <p>※交付申請手続き等を委任する場合</p> |
| 9 | <p>見積書又は入札を行った際の結果がわかる資料（写し）</p> <p>※補助対象事業に係る費用が100万円以上の場合</p> |
| 10 | <p>その他</p> <p>※市長が必要と認めた書類</p> |

別表4（第5条関係） 交付申請及び実績報告時に必要な書類

| 書類内容 | |
|-----------------------|--|
| 【共通提出書類】 | |
| 1 | 交付申請兼実績報告書（第1号様式） |
| 2 | 委任状（第8号様式）（事前申込で提出したデータの原本） ※手続きを第三者へ委任しない場合は不要 |
| 3 | 返信用封筒 ・郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を添付したもの ※交付決定兼額確定通知等を送付（A4判1～3枚程度） |
| 4 | 申請者の確認書類 <u>【法人の場合】</u> ・登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書のいずれかを1通（発行から3ヶ月以内のもの）、または定款 ※リースの使用者が個人の場合は、使用者の住民票の写しも提出 <u>【個人の場合】</u> ・住民票の写し（発行から3ヶ月以内のもの、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの） <u>【個人事業主の場合】</u> ・住民票の写し（発行から3ヶ月以内のもの、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの） ・個人事業主として事業を営んでいることを証明する書類の写し（直近の所得税青色申告決算書、営業許可証等） <u>【法人格をもたないマンション管理組合の場合】</u> ・管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会議事録等） ※書類作成日、マンション管理組合名、代表者名等記載されていること。 |
| 5 | V2H充放電設備の設置・使用場所等を確認する書類 <u>【法人の場合】</u> ・建物の登記事項証明書（発行から1年以内のもの） <u>【戸建住宅または個人事業主の事業所に設置する場合】</u> ・建物の登記事項証明書（発行から1年以内のもの） <u>【集合住宅（一住戸）に設置する場合】</u> ・建物の登記事項証明書（発行から1年以内のもの） ・V2H充放電設備の設置について、住民総会で決議、または理事会での合意がされていることを証する書類 <u>【集合住宅（共用部）に設置する場合】</u> ・集合住宅等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証等で共同住宅等であることが明記されている書類等） ・V2H充放電設備の設置について、住民総会で決議、または理事会での合意がされていることを証する書類 |
| 【国の補助金を申請する場合】 | |
| 6 | 国の補助金の実績報告時に提出した次の書類一式（写し） ・実績報告書 ・V2H充放電設備本体の発注書のコピー ・V2H充放電設備本体の請求書（内訳書含む）のコピー ・V2H充放電設備本体の支払を証する領収書のコピー ・V2H充放電設備本体の保証書のコピー ・要部写真 ・リースの場合はリース契約書のコピー |

| 【国の補助金を申請しない場合】 | |
|-------------------------|--|
| ※国の補助金申請手続きの必要書類に準じること。 | |
| 7 | 契約に係る書類 【V2H 充放電設備を購入する場合】 ・ V2H 充放電設備本体の購入にかかる契約書（内訳書含む）のコピー（注文書と注文請書などでも可） 【V2H 充放電設備をリースする場合】 ・ リース契約書のコピー（賃貸人、借借人、V2H 充放電設備情報、設置場所住所、リース期間（5年以上であること）、総額リース料金の記載があること） |
| 8 | V2H 充放電設備本体の請求書（内訳書含む）のコピー |
| 9 | V2H 充放電設備本体の支払を証する領収書のコピー ※ローン契約の場合は、ローン契約書 |
| 10 | V2H 充放電設備本体の保証書のコピー |
| 11 | 要部写真（建屋の全景と駐車場スペースの位置がわかること、駐車スペースの全景、V2H 充放電設備本体の設置が確認できること） |
| 【神奈川県補助金を申請する場合】 | |
| 12 | 神奈川県補助金の額確定通知書（写し） |
| 【その他該当する場合】 | |
| 13 | その他 ※市長が必要と認めるもの |

※提出書類は、すべてA4判片面とする。

別表5（第5条第9項関係）利益等排除の方法

補助事業における利益等排除の方法は次のとおりとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助対象者（個人を除く。リースの場合はそのリース契約の使用者を含む。以下、この表で同じ。）が以下の（1）から（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社に基づく。

- (1) 補助対象者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助対象者の関係会社（上記(2)を除く）

2 利益等排除の方法（V2H 充放電設備メーカーとの関係性の確認）(1) 補助対象者の自社調達の場合

(1) 補助対象者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価^(注)をもって補助対象経費とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助対象者の関係会社（上記(2)を除く。）からの調達の場合

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

3 利益等排除の方法（V2H 充放電設備販売会社との関係性の確認）

(1) 補助対象者の自社調達の場合

申請不可とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上総利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は0とする。

(3) 補助対象者の関係会社（上記(2)を除く。）からの調達の場合

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における営業利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする

(注) 当該調達品の製造原価については、製造原価を証明する資料の提出をするものとする。

| | | |
|-------|--|-------------|
| 期間 | 充放電設備等一式 | 取得した日から 5 年 |
| 処分の制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分制限期間内は処分（目的外使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け、担保提供することをいう。）することはできない。ただし、あらかじめ「横浜市 V 2 H 用充電設備設置費補助金に係る財産処分承認申請書」（第 9 号様式）を市長に提出し、その承認を受けた場合には処分することができる。 ・ 処分にあたっては、補助金の返納義務が生じる場合があるため、速やかに市長に報告すること。 <p>（※取得財産等の処分の制限は取得価格が 50 万円以上のものとする）</p> | |

別表 7 (第 13 条第 6 項関係) 返還割合

財産処分により、交付した補助金の返還を請求する場合の金額は、設備の補助金相当額に当該設備の使用期間により定めた返還割合を乗じ、1 円未満を切り捨てた額とする。

実績報告にある取得年月日等から起算した期間ごとに、返還割合を次のとおり定める。（処分の承認前に当該行為が行われた場合は、その日から起算する。）

充電設備等一式

| 使用期間 | 返還の割合 |
|---------------------------------|-------|
| 処分の承認日が、取得年月日から起算して 1 年に満たない場合 | 100% |
| 処分の承認日が、取得年月日から起算して 1 年以上 2 年未満 | 80% |
| 処分の承認日が、取得年月日から起算して 2 年以上 3 年未満 | 60% |
| 処分の承認日が、取得年月日から起算して 3 年以上 4 年未満 | 40% |
| 処分の承認日が、取得年月日から起算して 4 年以上 5 年未満 | 20% |
| 処分の承認日が、取得年月日から起算して 5 年以上の場合 | なし |